

令和8年4月1日から 新たな契約方法（包括的契約）に移行します

防府市シルバー人材センターでは、令和6年11月からのフリーランス法の施行に伴い、厚生労働省から示された「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針」に基づき、シルバー会員が請負・委託の形態で就業する場合の契約方法について見直しを行います。

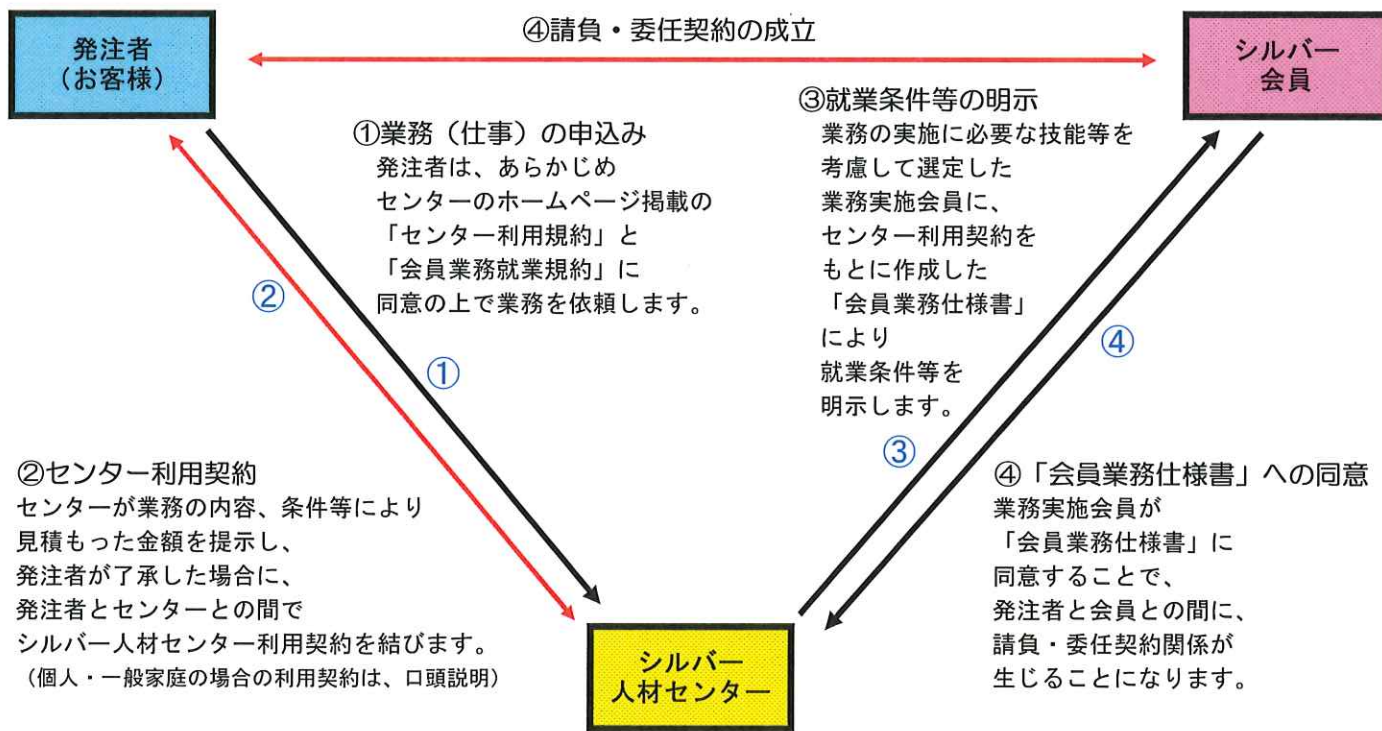
見直しの内容

発注者（お客様）とセンター間の請負・委任契約である現行の契約方法から、発注者・センター・会員の三者がそれぞれの規約・仕様書に同意することで成立する契約方法（三者間の「包括的契約」）に変更することとします。

新たな契約方法（包括的契約）への移行スケジュール

- 個人・一般家庭、防府市及び山口県 令和8年4月1日から
- 民間企業、その他 令和9年4月1日から

新たな契約方法（包括的契約）のイメージ ~ 契約の流れ ~



~ 契約成立後の流れ ~

⑤業務の実施・報告

業務実施会員は、「会員業務仕様書」に基づき業務を実施し、完了後に発注者の確認を受けて、センターに報告します。

⑥業務代金の請求

センターは、センターの利用料である「センター業務委託料」と、会員が業務実施の対価として受け取る「会員業務委託料」（会員業務委託料は、センターを経由して会員に支払うこととなります。）の2つに区分し、発注者にまとめて請求します。
※センター分の「センター業務委託料」（消費税適格請求書分）と、会員分の「会員業務委託料」（消費税非適格請求書分）との内訳を記載し、一括して1枚の請求書で業務代金を請求しますので、ご承知おきください。

⑦業務代金の支払い

発注者は、センターからの請求を受けて、センター所定の金融機関口座への振込等で、業務代金を支払うこととなります。
※振込の場合の振込手数料は、発注者のご負担でお願いします。

⑧センターから会員への支払い

センターは、発注者から代理受領した会員分の「会員業務委託料」を、1か月分をまとめて、業務実施会員が指定した所定の金融機関口座への振込により支払います。

新たな契約方法（三者間の包括的契約）について

1.発注者・会員・センターの関係

これまでは、シルバー人材センターが発注者から仕事を請け負い、会員はシルバー人材センターからその仕事を請け負うという形をとっていたため、発注者と会員の間には契約関係はありませんでした。

新たな契約方法では、三者間の包括的契約により、発注者と会員の間には直接的な契約関係が生じるようになります。また、センターは発注者と会員の間に入り、マッチング等総合調整を行います。

2.新たな契約方法（三者間の包括的契約）

- (1) 発注者は、「センター利用規約」及び「会員業務就業規約」に同意の上、センターと「利用契約」を締結します。
- (2) センターは、利用契約に基づき「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示します。
- (3) 会員がセンターから示された会員業務仕様書に同意することで、発注者と会員との間に請負・委任契約関係が成立します。

▶ 契約当事者はあくまでも発注者とセンターであり、発注者と会員とが直接、契約を取り交わすものではありません。

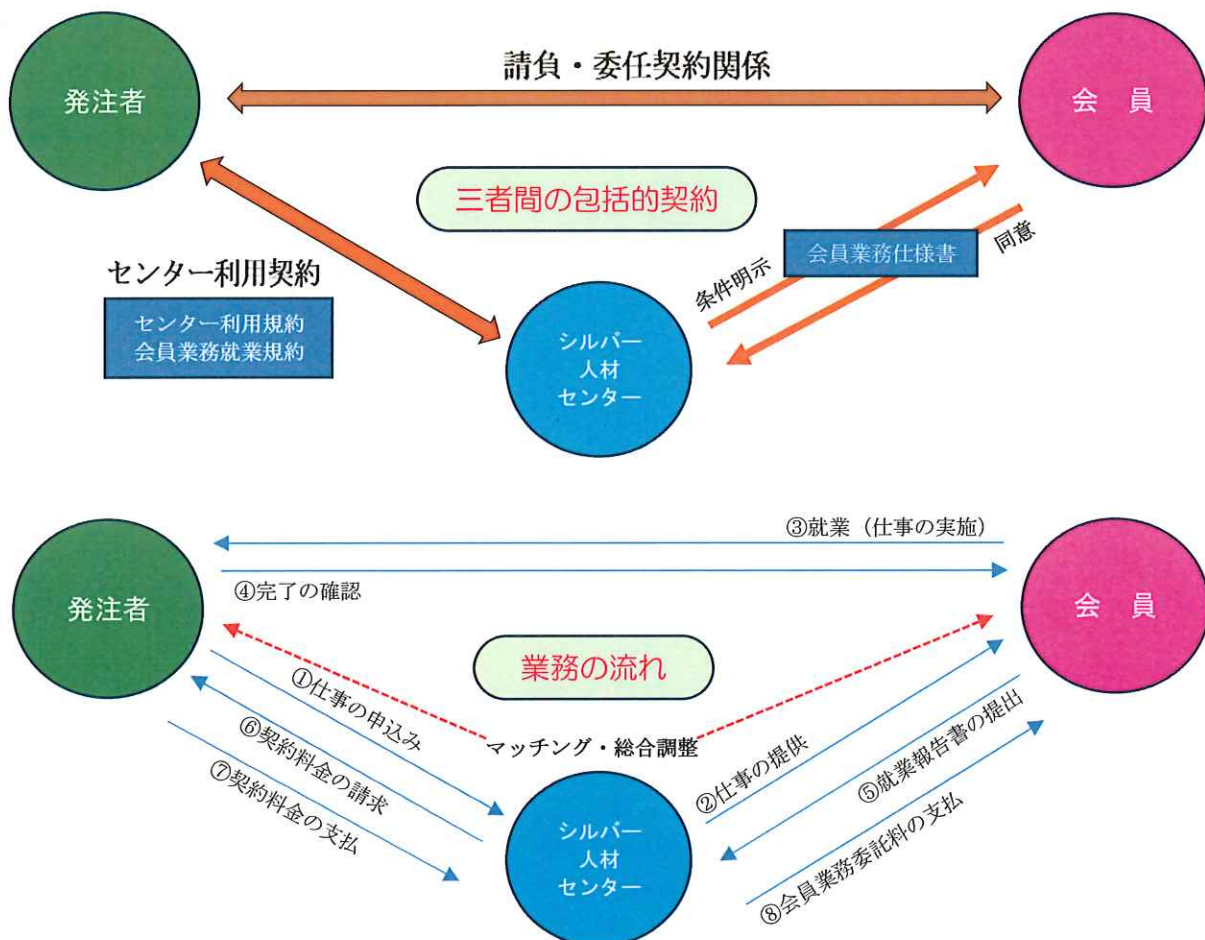
※ センター利用規約 … 発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール

※ 会員業務就業規約 … 会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール

※ 利用契約 …… 発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するにあたり、センターの利用料や業務内容、会員の報酬額などを定めた契約

（この利用契約は準委任契約となり、印紙税の対象になりません。）

※ 会員業務仕様書 …… 会員に業務内容、報酬額、就業場所、履行期日などの就業条件を明示するもの



契約料金の内訳は、センター業務委託料と会員業務委託料になり、インボイスの発行は、センター業務委託料分のみとなります（会員は免税業者のため）。